

第6条第1項中「第8条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第2項中「統計調査届出手続規程（昭和28年行政管理庁告示第11号）に基づく手続きをしなければならない」を「届出を行うものとする」に改める。

〔 様式第2号中
1 指定統計 第 号
2 承認統計 第 号
3 届出統計
4 その他 〕 を
〔 に改める。 〕

情報統計課
教育委員会事務局教育総務課

長野県教育委員会訓令第2号

下伊那郡清内路村立清内路小学校

下伊那郡清内路村立清内路中学校

平成21年3月31日付け別に人事通知書を交付されない者は、次により発令されたものと心得てください。

平成21年3月30日

長野県教育委員会

平成21年3月31において、現に次の表の左欄に掲げる村の公立学校の校長、教員（教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ。）又は事務職員に任命されている者は、市町村の廃置分合に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定により本職を免じ、当該右欄に掲げる村の公立学校のそれぞれ校長、教員又は事務職員に任命し、現に給されている職務の級の号俸、給料月額又は給料の調整額を給し、引き続き現にある職に相当する当該学校の当該職に補する。

左欄	右欄
下伊那郡清内路村	下伊那郡阿智村

義務教育課

長野県教育委員会訓令第3号

県立高等学校

長野県立高等学校における兼務に関する規程（平成20年長野県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月30日

長野県教育委員会

本則の1の表を次のように改める。

左欄	右欄
1 長野県中野立志館高等学校事務長	長野県中野実業高等学校事務長
2 長野県木曾青峰高等学校事務長	長野県木曾高等学校事務長

本則の2の表を次のように改める。

	左欄	右欄
1	長野県中野立志館高等学校	長野県中野実業高等学校
2	長野県木曾青峰高等学校	長野県木曾高等学校
3	長野県中条高等学校	長野県長野西高等学校

高校教育課

正 誤

平成21年2月19日付け長野県規則第2号「特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」中

ページ 行（箇所）

2 右側8

誤 「公庫の予算及び決算に関する法律」

正 「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」

人事課

平成20年3月31日付け長野県訓令第8号「長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部改正」中

ページ 行（箇所）

40 右側 誤

本府内部部局の部印	本府内部部局の部の長が指定する課長	方 39	長野県 何々部
本府内部部局の部長印	本府内部部局の部の長が指定する課長	方 24	長野県 何々部 長印
衛生部病院事業局長印	病院事業局次長	方 24	長野県 衛生部 病院事業局 長印
本府内部部局の課（室）印	本府内部部局の課（室）長	方 36	長野県 何々部 何々課（室）
本府内部部局の課（室）長印	本府内部部局の課（室）長	方 21	長野県 何々部 何々課（室） 長印
会計局印	会計課長	方 39	長野県 会計局

正

本庁内部部局の部印	本庁内部部局の部の長が指定する課長	方 39	長野県 何々部
本庁内部部局の部長印	本庁内部部局の部の長が指定する課長	方 24	長野県 何々部 長印
衛生部病院事業局長印	病院事業局次長	方 24	長野県 衛生部 病院事業局 長印
本庁内部部局の課(室)印	本庁内部部局の課(室)長	方 36	長野県 何々部 何々課(室)
本庁内部部局の課(室)長印	本庁内部部局の課(室)長	方 21	長野県 何々部 何々課(室) 長印
会計局印	会計課長	方 39	長野県 会計局

」

に、 「長野県マイクロフィルム文書証明者印 情報公開・法務課長」 を

「長野県マイクロフィルム文書証明者印 情報公開・私学課長」 に改める。

情報公開・私学課